

水戸市営住宅指定管理者
一般財団法人茨城県住宅管理センター

水戸市営住宅修繕業務に係る協力工事店の公募について

1. 目的

一般財団法人茨城県住宅管理センター（以下管理センター）が水戸市営住宅に係る緊急及び空家修繕工事を委託する協力工事店の協定締結期間が今年度末で満了を迎えるにあたり、新たに協定を結ぶ業者を広く募ることにより、市営住宅管理業務をより効率的・安定的に遂行することを目的とする。

2. 協定締結期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（5か年）

3. 公募期間

通知日～令和6年1月12日（金）（書類提出期限）

4. 対象工種

建築工事，給排水・ガス設備工事，電気設備工事

5. 資格要件

- (1) 水戸市の令和5・6年度有資格請負業者名簿（建設業）において建築，管，電気
のいずれかの登録業者であること
- (2) 給排水設備工事を希望する場合，水戸市の上・下水道工事指定店であること
- (3) 水戸市内に本社（店）営業所があること
- (4) 24時間365日対応可能な体制が確保できること

6. 提出書類

- (1) 水戸市営住宅修繕工事協力工事店指定申請書（様式2）
- (2) 営業概要書（様式3）
- (3) 代表者または事業主の身分証明書（原本）
- (4) 修繕工事経歴書（様式4）
- (5) 建設業許可取得一覧（様式5），工事種目表（様式5-2）
- (6) 水道工事，電気工事またはガス工事に係る業種については，水道事業，電気事業
またはガス事業の事業者が工事店等についての公認制度を設けている場合には，
当該制度に基づく公認を受けていることを証する書面（写し）
- (7) 前年度法人税または所得税の納税証明書（原本）
- (8) 代表者または事業主の印鑑証明書（原本）

- (9) 水戸市営住宅修繕工事協力工事店計画書（様式6）
- (10) 休日及び夜間における緊急連絡表（様式7）
- (11) 技術者一覧表（様式8）

様式は管理センターホームページからダウンロードすること。

7. 書類提出方法

持参又は郵送。ただし令和6年1月12日（金）午後5時までに必着とする。

8. 審査項目

次の項目を総合的に判断し協力工事店を決定する。

（建築5者，設備2者，電気2者程度を選定する）

- (1) 経営状況
- (2) 修繕工事の施工成績
- (3) 修繕工事の見積又は契約の履行に関する誠実性
- (4) 修繕工事の施工能力
- (5) 担当団地との地理的条件
- (6) 修繕工事に適した技術及び必要とする資格

9. 失格事項

次のいずれかに該当したときは，本手続きに関する資格を失う。

- (1) 提出書類を期限までに提出しなかった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 資格要件を満たしていないことが判明したとき。
- (5) その他不正な行為があったとき。

10. 内定通知

書類審査の後，協力工事店に内定した業者には，令和6年3月1日（金）午後5時までに電話又は電子メールで通知する。その後の手続きの詳細についてもその際に案内する。

11. 質問受付方法

「12. 問い合わせ先」への電話連絡とする。

（受付時間：土日祝日及び12月29日～1月3日を除く午前9：00～午後5：00）

12. 問い合わせ・書類提出先

〒310-0062 水戸市大町3丁目4番36号

一般財団法人茨城県住宅管理センター 水戸センター施設課

電話番号 029-226-3300

※ なお，本件については，一般財団法人茨城県住宅管理センターが，水戸市営住宅の次期指定管理者となることが前提となる。